

青森県土地開発公社建設関連業務条件付き一般競争入札事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森県土地開発公社（以下「公社」という。）における建設関連業務（測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）の委託契約について、条件付き一般競争入札の方法により締結する場合の事務の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条件付き一般競争入札 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により、当該入札に参加する者の事業所の所在地等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者によって行う一般競争入札をいう。
- (2) 契約担当者 売買、貸借、請負その他の契約に関する事務を担当する職員をいう。
- (3) 管内 当該建設関連業務の業務場所の存する青森県地域県民局及び行政機関設置条例（昭和36年1月青森県条例第13号）第2条第2項に規定する各地域県民局の所管区域をいう。

(対象業務、対象者等)

第3条 条件付き一般競争入札の方法により委託契約を締結する建設関連業務は、業務委託設計額が原則として1千万円以上で、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項の規定により建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約に係る予定価格として総務大臣が定める額（以下「特例政令適用基準額」という。）未満の建設関連業務（災害復旧等の急施を要する業務を除く。）とする。

- 2 建設関連業務に係る条件付き一般競争入札は、管内に本店を有する10者程度を対象として行うものとする。ただし、対象者が10者に満たない場合は、理事長が地域性等を考慮して他の管内を加えることができるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、技術的難度が高く、特別な技術を要する建設関連業務の場合においては、県内に本店、支店又は営業所を有する者を加えることができるものとする。

(入札参加資格)

第4条 建設関連業務の条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参

加資格」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。)第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(昭和58年2月青森県規則第6号。以下「参加資格規則」という。)第5条の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定され、第7条第1項に規定する有資格建設関連業者名簿に記載されている者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定後、青森県知事の確認を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 指定された区域内に本店を有する者であること。(なお、県外に本店を有する者については、原則として、県内に支店又は営業所を有する者であること。)
- (6) 過去15年間に当該建設関連業務と同種の建設関連業務の履行実績(下請負人としてのものを除く。)を有する者であること。
- (7) 入札に係る建設関連業務について、管理技術者(照査技術者が必要な業務にあっては、管理技術者及び照査技術者)を配置することができる者であること。
- (8) 青森県建設業者等指名停止要領(平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。)に基づく青森県知事の指名停止の措置を、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- (9) 指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に指名停止要領に基づく青森県知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)が、参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、ない者であること。
- (10) 労働保険(労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)及び社会保険(健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。)に加入し、かつ、保険料の滞納がない者であること。
- (11) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (12) 警察当局から、青森県知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設関連業者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(13) その他理事長が入札を適正かつ合理的に行うため必要があると認めた資格を有する者であること。

(参加資格の決定)

第5条 理事長又は契約担当者（以下「契約担当者等」という。）は、入札参加資格を設定しようとするときは、条件付き一般競争入札参加資格設定計画書（第1号様式）を作成し、青森県土地開発公社建設業者等選定要領（以下「選定要領」という。）第5条に規定する青森県土地開発公社建設業者等指名委員会（以下「指名委員会」という。）の審査に付すものとする。

(入札の公告)

第6条 契約担当者等は、前条に規定する審査を経た後、財務規則第130条各号（第6号及び第7号を除く。）に掲げる事項を入札日の前日から起算して少なくとも15日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）前までに、公社のホームページへの掲載及び青森県共同ビル掲示板への掲示により公告するものとする。

2 前項の公告は、青森県の文例に準じるものとする。

(入札説明書の交付等)

第7条 契約担当者等は、必要があると認めるときは、入札説明書を条件付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）に交付することができる。

2 前項の入札説明書は、次に掲げるすべての事項を記載したものとする。

(1) 前条第1項の規定による公告の写し

(2) 契約書案

(3) 開札立会者の職及び氏名

(4) 公社の名称、所在地及び電話番号

3 契約担当者等は、公告後、速やかに設計図書を縦覧に供するものとし、必要に応じて入札参加希望者に貸与することができる。

4 入札参加希望者は、入札説明書及び設計図書に関して質問をする場合は、書面によりこれを行うものとする。

(申請書の提出)

第8条 契約担当者等は、入札参加資格を審査するため、入札参加希望者に、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（第2号様式。以下「申請書」という。）を、持参により提出させるものとする。

2 申請書は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 申請書の提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とすること。

(2) 申請書は、入札参加希望者に無断で、入札参加資格の審査以外の用途に使用しないこと。

(3) 申請書は返却しないこと。

(4) 提出期限以降における申請書又は申請書の添付資料の差替え及び再提出は認めないこと。

(入札参加資格の審査等)

第9条 契約担当者等は、入札参加希望者から申請書の提出があった場合は、記載内容を確認の上、条件付き一般競争入札参加資格審査一覧表(第3号様式。以下「審査一覧表」という。)を作成し、指名委員会において、あらかじめ設定した入札参加資格の有無について審査を行うものとする。

2 前項の審査は、申請書の提出期限の日をもって行う。ただし、第4条第8号及び第9号に掲げる入札参加資格については、申請書の提出期限の日から前項の審査を行う日までのすべての期間について審査するものとする。

3 契約担当者等は、第1項の規定による審査の結果を条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

4 第1項の規定による審査の結果は、入札前には公表しないものとする。

(入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明等)

第10条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第3項の規定による通知を受けた日の翌日から3日(休日を除く。)以内に入札参加資格がないと認めた理由について、書面を持参することにより、契約担当者等に説明を求めることができるものとする。

2 契約担当者等は、前項の説明を求められたときは、原則として当該説明を求めることができる最終日の翌日から3日(休日を除く。)以内に、書面をもって回答するものとする。

3 契約担当者等は、第1項の規定により説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合においては、前条第3項の規定による通知を取り消し、前項の規定による回答と併せて入札参加資格がある旨を通知するものとする。

4 前条(第3項を除く。)の規定は、前項の入札参加資格があると認める場合の審査について準用する。

(入札参加資格の取消し)

第11条 契約担当者等は、入札参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該者に対する第9条第3項又は前条第3項の規定による通知を取り消し、入札参加資格がない旨を通知するものとする。

(1) 政令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合

- (2) 第9条第3項の規定により通知をした日から開札の時までの間に、同項の通知を受けた者が指名停止要領に基づく指名停止の措置を受けている場合
- (3) 第9条第3項の規定により通知をした日から開札の時までの間に、同項の通知を受けた者について、指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合
- (4) 申請書に関し虚偽の事実の記載が明らかになった場合

2 前条の規定は、前項の規定により入札参加資格が取り消された場合について準用する。
(現場説明)

第12条 現場説明は、契約担当者等が特に必要があると認める場合を除き行わないものとする。

(入札の執行)

第13条 契約担当者等は、入札の参加者が、入札参加資格がある旨の通知を受けていること、申請書の提出期限の日から開札の時までの間において第4条第8号及び第9号の資格を有することをよく確認の上、入札を執行するものとする。

- 2 契約担当者等は、入札の執行に当たり、入札参加資格がある旨の条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを、入札参加者に提出させるものとする。
- 3 契約担当者等は、入札参加者について、審査一覧表と突合し、審査一覧表に記載されていない者は、入札から排除しなければならない。
- 4 契約担当者等は、入札の執行に当たり、入札参加者に入札金額の内訳を明らかにした積算内訳書（設計図書（建築・営繕業務等にあつては、業務委託仕様書）に規定する業務内容の数量及び金額を示したものをいう。）を提出させるものとする。
- 5 契約担当者等は、開札したときは、開封した入札書の金額及び氏名又は名称を順次読み上げ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者としなければならない。ただし、政令第167条の10第1項の規定を適用するときは、この限りでない。
- 6 契約担当者等は、落札者を決定したときは、その場において口頭でその旨を入札者全員に通知するものとする。

(入札経緯の公表)

第14条 契約担当者等は、落札者の決定後、入札参加希望者名、入札参加希望者のうち、当該入札に参加させなかった者及びその理由、入札参加者の入札金額、落札者の有無並びに落札者名を公表するものとする。

- 2 前項の規定による公表は、入開札一覧表の記載事項を会社のホームページに掲載することにより行うものとし、その期間は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過す

る日までとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、建設関連業務の条件付き一般競争入札の方法による委託契約の締結に係る事務の取扱いについては、青森県の例に準じるものとする。

附 則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。

条件付き一般競争入札参加資格設定計画書

青森県土地開発公社

業 務 番 号		業 務 内 容	
業 務 名			
業 務 場 所			
概 算 設 計 金 額		入札予定日	年 月 日
設 定 資 格 要 件			
想 定 有 資 格 者 数			
備 考			

指名委員会決定（ 年 月 日）								
会 長	副会長	委 員						
理事長	専務理事	事務局長						

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

年 月 日

青森県土地開発公社理事長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
連絡先電話

条件付き一般競争入札参加資格審査申請書

条件付き一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係資料を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 業務番号

2 業務名

3 業務場所

4 配置予定技術者

項目	管理技術者	照査技術者
氏名		
年齢		
役職		
資格取得年 及び登録番号		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

5 同種業務の履行実績

業 務 名	
発注者名	
業務場所	
契約金額	
履行期限	
受注形態	単 独 ・ 共同企業体（出資比率 %）
業 種	
業務規模	

6 誓約事項

既に青森県知事の指名停止の措置を受けているものを除き、青森県建設業者等指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実がないことを誓約します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

◎ 添付資料

- 1 当該技術者の資格者証の写し
- 2 当該技術者の健康保険証の写し
- 3 同種業務の契約書の写し又はテクリスデータ等の写し
(発注者、業務名、契約金額等が確認できるもの。ただし、契約書及びテクリスデータ等の写しにより業務概要等が確認できない場合は、特記仕様書の写しも併せて添付する。)
- 4 同種業務を共同企業体で施工した場合は、協定書の写し

条件付き一般競争入札参加資格審査一覧表

業務名 _____

青森県土地開発公社

番号	申請者の 商号又は名称	本店の所在地	発注業務に係る 名簿登録状況	監理技術者 の配置	照査技術者 の配置	同種業務 の実績	税・社会保 険等の納入	資格認定	否とする 場合の理由
			◎ ○	可 否	可 否	可 否	可 否	可 否	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

指名委員会決定（ 年 月 日）							
会 長	副会長	委 員					
理事長	専務理事	事務局長					

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4横長とする。

青土開公第 号
年 月 日

殿

青森県土地開発公社理事長 印

条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書

貴社から申請のあった下記業務の条件付き一般競争入札の参加資格の審査結果を、下記のとおり通知します。

記

入札公告日		
業務番号		
業務名		
入札参加資格の有無及びその理由	有	
	無	
	入札参加資格がないと認めた理由	(例) 履行実績の業種が本業務で求める業種と異なるため。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、この通知を受けた日の翌日から3日以内（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）に当職に対して、書面をもって入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。